

令和8年度第2回農業委員会総会議事録

開会月日	令和8年5月25日(月)		開議の時刻	午前10時15分		
場 所	市総合会館3階 303会議室		閉議の時刻	午前10時54分		
議 長	東松山市農業委員会 会長 久保田 節子					
委員の出席状況						
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	荒川 光明	出 席	7	鹿田 明	出 席
	2	須長 則明	〃	8	島田 安三	〃
	3	高橋 満康	〃	9	関根 文男	〃
	4	山下 正行	〃	10	松本 禮子	〃
	5	杉浦 勉	欠 席	11	久保田 節子	〃
	6	藤野 香織	出 席			
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	加島 隆久	出 席
		武川 美江	〃		栗原 啓一	〃
	大 岡	神庭 善夫	〃		高橋 仟治	〃
		小山 貞雄	〃	今井 淳一	〃	
		中島 勇	〃	大塚 春夫	〃	
	唐 子	小澤 謙一	〃	野 本	奥泉 隆	〃
		戸井田 貞義	〃		小峰 進	〃
		長谷部 高治	〃			
	議題等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他 				
公開・非公開の別	公開					
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)					
議 事 参 与 者						
農業委員会事務局	氏 名	摘 要	農業振興課	氏 名	摘 要	
事務局長	須澤 理	出 席	副課長	鈴木 康之	出 席	
副主幹	荒能 豊	〃	主 任	長谷部 聡子	〃	
主 任	福島 誠	〃				

議 案	議 事 顛 末	
議案第1号 農地法第3条 の規定による 許可申請承認 の件	1 開 会	会長職務代理は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について	議長は署名委員に下記2名を選任し、全員これに同意する。 4番 山下 正行 委員 6番 藤野 香織 委員
	3 議 事	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1番の申請について（唐子地区・荒川委員） 大字石橋在住の申請人（受人）から、大字野田在住の申請人（渡人）が大字石橋地内に所有する農地（畑1筆）の所有権を移転したい旨の申請がなされた。理由として、受人は以前から耕作を手伝っている農地であり、自宅に隣接し作業の効率化が図れ、渡人は高齢化により、農作業が困難になったためである。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が150日を超えることを申請書類等から確認していて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>2番の申請について（野本地区・小峰推進委員） 大字下青鳥在住の申請人（受人）から、大字上野本在住の申請人（渡人）が大字下青鳥地内に所有する農地（田1筆）の所有権を移転したい旨の申請がなされた。理由として、受人は自宅の前の土地で、以前から耕作を手伝っていたため譲り受けることになり、渡人は以前から耕作を手伝ってもらっていたことから土地を譲り渡すためである。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が150日を超えることを申請書類等から確認していて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 なお、関根委員は議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。</p>

議案第2号
農地法第4条
の規定による
許可申請承認
の件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件について

1番の申請について（唐子地区・荒川委員）

大字石橋在住の申請人が、大字石橋地内に所有する農地（畑1筆）を、駐車場・物置置場を目的として転用したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は駐車場・物置置場として使用されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であり第2種農地と判断され、駐車場・物置置場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

久保田会長から、本案件について追認の申請か否かの確認がなされた。

事務局から、追認の申請であり、申請者が農地法3条により農地取得を希望しているところ、所有農地の違反が発覚したと報告があった。内容として、住宅建築後、同居の子の成長に伴い駐車場や物を格納する場所が不足したため、転用許可なく隣接農地に駐車場や物置を設置して使用していたというものである。県農林振興センターと協議の結果、追認申請によって是正することとなったため、本申請を行った旨の説明がなされた。

議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。

議案第3号
農地法第5条
の規定による
許可申請承認
の件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件について

1番の申請について（松山地区・須長委員）

坂戸市在住の申請人（受人）から、大字東平在住の申請人（渡人）が大字東平地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha以上の一団の農地であり第1種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。

2番の申請について（高坂地区・鹿田委員）

高坂3丁目在住の申請人（受人）から、大字毛塚在住の申請人（渡人）が大字毛塚地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅の建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理され

<p>議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件</p> <p>議案第 5 号 相続税の納税猶予に係る引</p>	<p>ている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であり第 2 種農地と判断され、自己用住宅の建築の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>3 番の申請について (高坂地区・鹿田委員) 坂戸市在住の申請人 (受人) から、大字毛塚在住の申請人 (渡人) が大字毛塚地内に所有する農地 (畑 1 筆) を、自己用住宅の建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であり第 2 種農地と判断され、自己用住宅の建築の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>4 番の申請について (野本地区・関根委員) 沢口町在住の申請人 (受人) から、大字柏崎在住の申請人 (渡人) が大字柏崎地内に所有する農地 (畑 1 筆) を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であり第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件について</p> <p>議長は市農業振興課に説明を求めた。</p> <p>市農業振興課から、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p> <p>案第 5 号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件について</p>
--	---

<p>き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件 議案第6号 相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付を行っている旨の証明願承認の件</p>	<p>議案第6号 相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付を行っている旨の証明願承認の件について</p> <p>会長から、議案第5号と6号について、関連した議題のため一括審議の提案がなされ、承認を得る。</p> <p>議長は事務局に説明を求め、事務局から、大字毛塚在住の申請人が、大字宮鼻と大字毛塚地内にある相続税の納税猶予を受けている特例適用農地（田9筆：畑3筆）に係る農業経営を引き続き行っていることの証明を求める申請がなされた旨の説明がなされた。また、うち特定貸付を行っている田6筆について、引き続き特定貸付を行っていることの証明を求める申請がなされた旨の説明がなされた。</p> <p>高坂地区・鹿田委員から、現地調査の結果、全ての農地について、適正に管理耕作されている旨の報告がなされた。</p> <p>島田委員から、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、現地調査の際に何を確認するのか、また、本人が耕作していることについてどのように確認するのかがわからない旨の質問があった。そのため、現地調査の際に何を確認するかのチェックリストの作成と、本人が証明願を提出する際に耕作をしていることがわかる資料を添付することについて、検討していただきたい、との提案がなされた。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、引き続き農業経営を行っていることと、引き続き特定貸付を行っていることを承認するとした。</p>
<p>議案第7号 東松山市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する告示についての件</p>	<p>議案第7号 東松山市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する告示について</p> <p>議長は事務局に対し説明を求め、事務局から規則の中の用語について、規則と規程が混在するため、規則に統一する改正である旨の説明が行われた。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p>
<p>報告事案 農業委員会会長専決規定による農地法に基づく届出報告の件</p>	<p>事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、1件を確認する。</p> <p>報告第2号 農地法第4条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、1件を確認する。</p>

その他

報告第3号 農地法第5条転用届出報告の件
事務局から説明が行われ、1件を確認する。

農業委員会総会の開催について

次回開催日 令和8年6月25日(木)
午前10時20分～

会 場 市総合会館3階 303会議室

午前10時54分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和8年度第2回総会を閉じた。

以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和8年6月25日

議長 久保田 節子

委員 山下 正行

委員 藤野 香織